

奈良県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年七月十日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県条例第五号

奈良県税条例の一部を改正する条例

奈良県税条例（昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十条第三項中「マンション建替組合」の下に「及びマンション敷地売却組合」を加える。

第三十条の九第一項の表第一号中「平成二十三年四月一日から」及び「の間」を削り、

「当該期間」を「同日まで」に、「百分の五・八」を「百分の四」に、

百分の五

に改め、同表第二号中「百分の五」を「百分の三・

百分の三・二

二」に改める。

第三十二条の四第二項中「第四項」を「第五項」に改める。

第三十二条の五第一項中「第七十二条の二十三第一項ただし書」を「第七十二条の二十三第二項」に改める。

附則第三条の二の二中「第四十条第三項後段（同条第六項から第十項まで）」の下に「及び第十一項（同条第十二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。」

」を加え、「公益法人等（同条第六項から第十項まで）」を「公益法人等（同条第六項から第十一項まで）」に、「財産（同条第六項から第十項まで）」を「財産（同条第六項から第十一項まで）」に改める。

附則第七条の三の二中「平成二十年十月一日」を「平成二十六年十月一日」に、「百分の一・五」を「百分の二・二」に、「百分の二・二」を「百分の三・二」に、「百分の二・九」を「百分の四・三」に、「百分の二・七」を「百分の三・四」に、「百分の三・六」を「百分の四・六」に、「百分の四」を「百分の五・一」に、「百分の五・三」を「百分の六・七」に、「百分の〇・七」を「百分の〇・九」に改める。

附則第九条第一項中「第三項及び第五項」を「以下この条」に、「専らメタノール」を「メタノール自動車（専らメタノール）」に、「メタノール」を「をいう。次項において同じ。」、混合メタノール自動車（メタノール）」に、「及びガソリン」を「をいう。同項において同じ。」及びガソリン」に、「第三項に」を「次項及び第四項第三号に」に改め、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項第一号中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に、「初めて」を「最初の」に、「経過する」を「経過した」に改め、同項第二号中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「経過する」を「経過した」に改め、同項の表を次のように改める。

第五十七条第一項第一号	
七、五〇〇円	八、六〇〇円
八、五〇〇円	九、七〇〇円
九、五〇〇円	一〇、九〇〇円
一三、八〇〇円	一五、八〇〇円
一五、七〇〇円	一八、〇〇〇円
一七、九〇〇円	二〇、五〇〇円

ア



第五十七条第一項第二号 イ														
三五、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	二五、五〇〇円	二〇、五〇〇円	一六、〇〇〇円	一一、五〇〇円	八、〇〇〇円	四、七〇〇円	二九、五〇〇円	二五、五〇〇円	二二、〇〇〇円	一八、五〇〇円	一五、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	九、〇〇〇円
三八、五〇〇円	三三、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二三、五〇〇円	一七、六〇〇円	一二、六〇〇円	八、八〇〇円	五、一〇〇円	三三、四〇〇円	二八、〇〇〇円	二四、二〇〇円	二〇、三〇〇円	一六、五〇〇円	一三、二〇〇円	九、九〇〇円

イ 第五十七条第一項第三号	ア(2) 第五十七条第一項第三号								ウ(2) 第五十七条第一項第二号		ウ(1) 第五十七条第一項第二号				
	四一、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	六四、〇〇〇円	五七、〇〇〇円	五〇、五〇〇円	四四、〇〇〇円	三八、〇〇〇円	三一、〇〇〇円	二六、五〇〇円	二〇、六〇〇円	一〇、二〇〇円	一五、一〇〇円	七、五〇〇円	六、三〇〇円	四〇、五〇〇円
	四五、一〇〇円	三六、三〇〇円	七〇、四〇〇円	六二、七〇〇円	五五、五〇〇円	四八、四〇〇円	四一、八〇〇円	三五、二〇〇円	二九、一〇〇円	二二、六〇〇円	一一、二〇〇円	一六、六〇〇円	八、二〇〇円	六、九〇〇円	四四、五〇〇円

第五十七条第一項第五号														
第五十七条第一項第四号														
六 一、 二〇〇 円	五 三、 二〇〇 円	四 六、 四〇〇 円	四 〇、 八〇〇 円	三 六、 〇〇〇 円	三 一、 六〇〇 円	二 七、 六〇〇 円	二 三、 六〇〇 円	二 三、 五〇〇 円	一 七、 三〇〇 円	八 三、 〇〇〇 円	七 四、 〇〇〇 円	六 五、 五〇〇 円	五 七、 〇〇〇 円	四 九、 〇〇〇 円
七 〇、 三〇〇 円	六 一、 一〇〇 円	五 三、 三〇〇 円	四 六、 九〇〇 円	四 一、 四〇〇 円	三 六、 三〇〇 円	三 一、 七〇〇 円	二 七、 一〇〇 円	二 七、 〇〇〇 円	一 九、 八〇〇 円	九 一、 三〇〇 円	八 一、 四〇〇 円	七 二、 〇〇〇 円	六 二、 七〇〇 円	五 三、 九〇〇 円



- 一 ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成十三年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの
- 二 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車  
 車で平成十五年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの

イ 第五十七条第一項第一号			ア 第五十七条第一項第一号																						
三九、五〇〇円	三四、五〇〇円	二九、五〇〇円	四〇、七〇〇円	二七、二〇〇円	二三、六〇〇円	二〇、五〇〇円	一七、九〇〇円	一五、七〇〇円	一三、八〇〇円	九、五〇〇円	八、五〇〇円	七、五〇〇円	八、二〇〇円	九、三〇〇円	一〇、四〇〇円	一五、一〇〇円	一七、二〇〇円	一九、六〇〇円	二二、五〇〇円	二五、九〇〇円	二九、九〇〇円	四四、七〇〇円	三二、四〇〇円	三七、九〇〇円	四三、四〇〇円

第五十七条第一項第二号  
ア

二九、五〇〇円	二五、五〇〇円	二二、〇〇〇円	一八、五〇〇円	一五、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	九、〇〇〇円	六、五〇〇円	一一一、〇〇〇円	八八、〇〇〇円	七六、五〇〇円	六六、五〇〇円	五八、〇〇〇円	五一、〇〇〇円	四五、〇〇〇円
三二、四〇〇円	二八、〇〇〇円	二四、二〇〇円	二〇、三〇〇円	一六、五〇〇円	一三、二〇〇円	九、九〇〇円	七、一〇〇円	一二二、一〇〇円	九六、八〇〇円	八四、一〇〇円	七三、一〇〇円	六三、八〇〇円	五六、一〇〇円	四九、五〇〇円

第五十七条第一項第三号	第五十七条第一項第二号 ウ(2)			第五十七条第一項第二号 ウ(1)		イ							四、七〇〇円	
	二六、五〇〇円	二〇、六〇〇円	一〇、二〇〇円	一五、一〇〇円	七、五〇〇円	六、三〇〇円	四〇、五〇〇円	三五、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	二五、五〇〇円	二〇、五〇〇円	一六、〇〇〇円		一一、五〇〇円
二九、一〇〇円	二三、六〇〇円	一一、二〇〇円	一六、六〇〇円	八、二〇〇円	六、九〇〇円	四四、五〇〇円	三八、五〇〇円	三三、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二二、五〇〇円	一七、六〇〇円	一二、六〇〇円	八、八〇〇円	五、一〇〇円

第五十七条第一項第四号		イ							ア(2)					
		第五十七条第一項第三号												
二三、五〇〇円	一七、三〇〇円	八三、〇〇〇円	七四、〇〇〇円	六五、五〇〇円	五七、〇〇〇円	四九、〇〇〇円	四一、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	六四、〇〇〇円	五七、〇〇〇円	五〇、五〇〇円	四四、〇〇〇円	三八、〇〇〇円	三一、〇〇〇円
二五、八〇〇円	一九、〇〇〇円	九一、三〇〇円	八一、四〇〇円	七二、〇〇〇円	六二、七〇〇円	五三、九〇〇円	四五、一〇〇円	三六、三〇〇円	七〇、四〇〇円	六二、七〇〇円	五五、五〇〇円	四八、四〇〇円	四一、八〇〇円	三五、二〇〇円

第五十七条第二項第一号			第五十七条第一項第六号		第五十七条第一項第五号									
六、九〇〇円	五、二〇〇円	四、一〇〇円	六、六〇〇円	四、九〇〇円	九七、六〇〇円	七七、四〇〇円	六七、三〇〇円	五八、五〇〇円	五一、〇〇〇円	四四、八〇〇円	三九、六〇〇円	三四、七〇〇円	三〇、三〇〇円	二五、九〇〇円

第五十七条第二項第二号		
五、二〇〇円	六、三〇〇円	八、〇〇〇円
五、七〇〇円	六、九〇〇円	八、八〇〇円

附則第九条第五項中「第三項の表」を「次の表」に改め、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項第二号中「平成二十一年十月一日（」の下に「同法第四十条第三号に規定する」を加え、「排出ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（第四号及び第八項第五号において「排出ガス保安基準」という。）」に改め、「この号」の下に「及び第八項第二号」を加え、同項第三号中「充電機能付電力併用自動車」の下に「電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。第八項第三号において同じ。）」を加え、同項第四号中「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率（第八項第四号において「基準エネルギー消費効率」という。）」に、「第七項及び第九項」を「以下この条」に、「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」を「道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの（以下この条において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）」に改め、同項に次の表を加える。

第五十七条第一項第一号	
七、五〇〇円	八、五〇〇円
四、〇〇〇円	四、五〇〇円

ア

第五十七条第一項第一号  
イ

九、五〇〇円	一三、八〇〇円	一五、七〇〇円	一七、九〇〇円	二〇、五〇〇円	二三、六〇〇円	二七、二〇〇円	四〇、七〇〇円	二九、五〇〇円	三四、五〇〇円	三九、五〇〇円	四五、〇〇〇円	五一、〇〇〇円	五八、〇〇〇円	六六、五〇〇円
五、〇〇〇円	七、〇〇〇円	八、〇〇〇円	九、〇〇〇円	一〇、五〇〇円	一一、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	二〇、五〇〇円	一五、〇〇〇円	一七、五〇〇円	二〇、〇〇〇円	二二、五〇〇円	二五、五〇〇円	二九、〇〇〇円	三三、五〇〇円

イ 第五十七条第一項第二号			ア 第五十七条第一項第二号											
一六、〇〇〇円	一一、五〇〇円	八、〇〇〇円	四、七〇〇円	二九、五〇〇円	二五、五〇〇円	二二、〇〇〇円	一八、五〇〇円	一五、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	九、〇〇〇円	六、五〇〇円	一一一、〇〇〇円	八八、〇〇〇円	七六、五〇〇円
八、〇〇〇円	六、〇〇〇円	四、〇〇〇円	二、四〇〇円	一五、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	九、五〇〇円	七、五〇〇円	六、〇〇〇円	四、五〇〇円	三、五〇〇円	五五、五〇〇円	四四、〇〇〇円	三八、五〇〇円

ア (1) 第五十七条第一項第三号	一一、五〇〇円	一一、五〇〇円
	一二、五〇〇円	一二、五〇〇円
	一七、五〇〇円	九、〇〇〇円
	一四、五〇〇円	七、五〇〇円
	一一、〇〇〇円	六、〇〇〇円
ウ (2) 第五十七条第一項第二号	二〇、六〇〇円	一〇、五〇〇円
	一〇、二〇〇円	五、五〇〇円
ウ (1) 第五十七条第一項第二号	一五、一〇〇円	八、〇〇〇円
	七、五〇〇円	四、〇〇〇円
	六、三〇〇円	三、一〇〇円
	四〇、五〇〇円	二〇、五〇〇円
	三五、〇〇〇円	一七、五〇〇円
	三〇、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
	二五、五〇〇円	一三、〇〇〇円
	二〇、五〇〇円	一〇、五〇〇円
	一五、〇〇〇円	九、〇〇〇円
	一〇、〇〇〇円	八、〇〇〇円

イ 第五十七条第一項第三号						ア(2) 第五十七条第一項第三号								
七四、〇〇〇円	六五、五〇〇円	五七、〇〇〇円	四九、〇〇〇円	四一、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	六四、〇〇〇円	五七、〇〇〇円	五〇、五〇〇円	四四、〇〇〇円	三八、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	二六、五〇〇円	二九、〇〇〇円	二五、五〇〇円
三七、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	二八、五〇〇円	二四、五〇〇円	二〇、五〇〇円	一六、五〇〇円	三二、〇〇〇円	二八、五〇〇円	二五、五〇〇円	二二、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	一三、五〇〇円	一四、五〇〇円	一三、〇〇〇円



第五十七条第二項第一号		三、七〇〇円	一、八〇〇円
第五十七条第二項第二号		四、七〇〇円	二、三〇〇円
		六、三〇〇円	三、二〇〇円
		五、二〇〇円	二、六〇〇円
		六、三〇〇円	三、二〇〇円
		八、〇〇〇円	四、〇〇〇円

附則第九条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第九項」を「第十一項」に、「第四項の規定を準用する」を「同条第三項中「前項」とあるのは「前項（附則第九条第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同条第四項中「第二項」とあるのは「第二項（附則第九条第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「前各項（附則第九条第四項又は第五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同条第六項中「同号ア(1)」とあるのは「同号ア(1)（附則第九条第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）とする」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第五項」を「第四項」に改め、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項を同条第六項とし、同条第八項中「次項」を「第十一項」に、「附則第九条第七項の」を「附則第九条第六項の」に、「附則第九条第七項又は第八項」を「附則第九条第六項又は第七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第五項（」を「第四項（」に、「第七項の」を「第六項の」に改め、「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」の下に「（基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）」を加え、「第五項第四号」を「第四項第四号」に改め、「基準エネルギー消費効率であつて」及び「の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第七項及び第九項において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十」を削り、「第三項第四号に



第五十七条第一項第一号  
イ

九、五〇〇円	二、五〇〇円
一三、八〇〇円	三、五〇〇円
一五、七〇〇円	四、〇〇〇円
一七、九〇〇円	四、五〇〇円
二〇、五〇〇円	五、五〇〇円
二三、六〇〇円	六、〇〇〇円
二七、二〇〇円	七、〇〇〇円
四〇、七〇〇円	一〇、五〇〇円
二九、五〇〇円	七、五〇〇円
三四、五〇〇円	九、〇〇〇円
三九、五〇〇円	一〇、〇〇〇円
四五、〇〇〇円	一一、五〇〇円
五一、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
五八、〇〇〇円	一四、五〇〇円
六六、五〇〇円	一七、〇〇〇円

イ 第五十七条第一項第二号			ア 第五十七条第一項第二号											
一六、〇〇〇円	一一、五〇〇円	八、〇〇〇円	四、七〇〇円	二九、五〇〇円	二五、五〇〇円	二二、〇〇〇円	一八、五〇〇円	一五、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	九、〇〇〇円	六、五〇〇円	一一一、〇〇〇円	八八、〇〇〇円	七六、五〇〇円
四、〇〇〇円	三、〇〇〇円	二、〇〇〇円	一、二〇〇円	七、五〇〇円	六、五〇〇円	五、五〇〇円	五、〇〇〇円	四、〇〇〇円	三、〇〇〇円	二、五〇〇円	二、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	一九、五〇〇円

ア (1) 第五十七条第一項第三号	二二、五〇〇円	六、〇〇〇円
	二〇、〇〇〇円	五、〇〇〇円
	一七、五〇〇円	四、五〇〇円
	一四、五〇〇円	四、〇〇〇円
	一二、〇〇〇円	三、〇〇〇円
ウ (2) 第五十七条第一項第二号	二〇、六〇〇円	五、五〇〇円
	一〇、二〇〇円	三、〇〇〇円
ウ (1) 第五十七条第一項第二号	一五、一〇〇円	四、〇〇〇円
	七、五〇〇円	二、〇〇〇円
	六、三〇〇円	一、六〇〇円
	四〇、五〇〇円	一〇、五〇〇円
	三五、〇〇〇円	九、〇〇〇円
	三〇、〇〇〇円	七、五〇〇円
	二五、五〇〇円	六、五〇〇円
	二〇、五〇〇円	五、五〇〇円

イ 第五十七条第一項第三号						ア(2) 第五十七条第一項第三号								
七四、〇〇〇円	六五、五〇〇円	五七、〇〇〇円	四九、〇〇〇円	四一、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	六四、〇〇〇円	五七、〇〇〇円	五〇、五〇〇円	四四、〇〇〇円	三八、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	二六、五〇〇円	二九、〇〇〇円	二五、五〇〇円
一八、五〇〇円	一六、五〇〇円	一四、五〇〇円	一二、五〇〇円	一〇、五〇〇円	八、五〇〇円	一六、〇〇〇円	一四、五〇〇円	一三、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	九、五〇〇円	八、〇〇〇円	七、〇〇〇円	七、五〇〇円	六、五〇〇円





**第一条** この条例は、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第九条の改正規定及び附則第五条の規定 公布の日
- 二 第三十条の九及び附則第七条の三の二の改正規定並びに附則第三条、第四条第二項、第六条及び第七条の規定 平成二十六年十月一日
- 三 附則第三条の二の二の改正規定及び附則第二条の規定 平成二十七年一月一日
- 四 第三十二条の四及び第三十二条の五の改正規定並びに附則第四条第一項の規定 平成二十八年四月一日

五 第二十条の改正規定 規則で定める日

(個人の県民税に関する経過措置)

**第二条** この条例による改正後の奈良県税条例(以下「新条例」という。)附則第三条の二の二の規定は、平成二十七年以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十六年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(法人の県民税に関する経過措置)

**第三条** 新条例第三十条の九の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(法人の事業税に関する経過措置)

**第四条** 新条例第三十二条の四及び第三十二条の五の改正規定は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第七条の三の二の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

**第五条** 新条例附則第九条の規定は、平成二十六年以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十五年分までの自動車税については、なお従前の例による。

(奈良県社会福祉施設等整備基金条例の一部改正)

**第六条** 奈良県社会福祉施設等整備基金条例(昭和五十六年三月奈良県条例第三十号)

の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「百分の五」を「百分の三・二」に改める。

(奈良県社会福祉施設等整備基金条例の一部改正に伴う経過措置)

**第七条** 前条の規定による改正後の奈良県社会福祉施設等整備基金条例第二条第一号の

規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度について課した法人の県民税に係る積立て及び同日以後に開始する連結事業年度について課した法人の県民税に係る積立てについて適用し、同日前に開始した事業年度について課した法人の県民税に係る積立て及び同日前に開始した連結事業年度について課した法人の県民税に係る積立てについては、なお従前の例による。